

# 保谷苑介護老人福祉施設利用契約書

特別養護老人ホーム保谷苑入所者（以下、「入居者」といいます。）と社会福祉法人都心会（以下、「事業者」といいます。）は、入居者が事業者の設置経営する指定介護老人福祉施設保谷苑（以下、「保谷苑」といいます。）に入所して、その居室及び共用施設等を利用して生活するとともに、保谷苑は提供する介護老人福祉施設サービス等を利用することについて、次のとおりの介護老人福祉施設利用契約（以下、「この契約」といいます。）を締結します。

## 第1条（契約の目的）

- 1、事業者は入居者に対して、介護保険法令及び厚生労働大臣告示の趣旨に基づいて、この契約を定めるところによる「保谷苑」の居室及び共用施設等を利用させ、介護福祉サービス（以下、「施設サービス」といいます。尚、この「施設サービス」の具体的な内容は、別添の「施設サービス利用書」に定めるところにします。）を提供し、もって入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。
- 2、入居者は事業者に対し、前項による「保谷苑」の利用及び「施設サービス」の提供に対して、介護保険法令及び厚生労働大臣告示、並びにこの契約に定めるところによる利用料を支払います。
- 3、この契約は、原則として第16条に定める契約終了の事由が生じるまで継続するものとします。

## 第2条（用語の説明）

この契約書に用いられている用語の説明をします。

- 1、「事業者」とは、社会福祉法人都心会をいいます。
- 2、「入居者」とは、特別養護老人ホーム保谷苑の入所者をいいます。
- 3、「保谷苑」とは、事業者が設置経営する指定介護老人福祉施設保谷苑及びその併設事業、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援事業をいいます。その概要は、介護老人福祉施設保谷苑の「重要事項説明書」（別添）のとおりです。
- 4、「標準サービス」とは、介護保険法令及び厚生労働大臣告示の給付となる施設サービスをいいます。（平成17年10月1日改正以降のサービス、その他

のサービスも同じ)

- 5、「特別サービス」とは、介護保険の対象外の施設サービスをいいます。
- 6、「保谷苑の職員」とは、介護保険法令及び厚生労働大臣告示で定める事業（管理栄養士を含む）の従事者であって、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、調理員、機能訓練指導員（理学療法士等）、介護支援専門員等それぞれ専門性を有し、入居者のサービスを担当するものをいいます。
- 7、「施設サービス利用書」とは、施設において入居者への具体的サービスの内容と利用料を定めた書面（別添）をいいます。

### 第3条（施設サービス計画の作成）

- 1、保谷苑は、介護支援専門員に入居者の「施設サービス計画」（以下、「ケアプラン」といいます。）の作成を担当させます。
- 2、介護支援専門員は、入居者の心身の状況、病歴を始め、解決すべき課題等を把握したうえ、入居者又は家族の希望を考慮して、事業者の職員と協議して「ケアプラン」の案を策定します。
- 3、介護支援専門員は、前項の「ケアプラン」の案を入居者又は家族にその内容及び効果について、他の選択肢も含めて説明し、その同意又は選択を得たうえで「ケアプラン」を決定します。
- 4、「ケアプラン」は、入居者又は保谷苑から変更を申し出ることが出来ます。この場合も前第2項と同様の方法により変更し決定します。
- 5、「ケアプラン」の作成費用は無料です。
- 6、保谷苑は栄養・ケア・マネージメントを実施致します。

### 第4条（施設サービス利用書の作成）

- 1、保谷苑は入居者と話し合いのうえ、前条の施設ケアプランに基づいて、保谷苑における具体的なサービスの利用及び提供の内容を定め、その利用料の説明をし、同意を得て「施設サービス利用書」を作成します。
- 2、前項のサービスは、第5条の「標準サービス」と第6条の「特別サービス」から構成されており、それぞれの利用料金の算出根拠が異なります。

### 第5条（標準サービス）

事業者は、入居者に対し、介護保険法令及び厚生労働大臣告示の給付となる施設サービス（以下、「標準サービス」といいます。）として、次のサービスを

提供します。

- (1) 入居者の自立の支援及び日常生活の充実に役に立つように、心身の状況に応じた、入浴、排泄、食事及びこれに付随する必要なサービスの介護サービス
- (2) 相談及びその他の援助サービス
- (3) 社会生活上の便宜の供与等のサービス（要介護認定の申請・変更及び更新手続き等を援助します。）
- (4) 機能訓練サービス
- (5) 健康管理、療養サービス（必要な場合は、医師又は看護職員と連携し入居者もしくは家族から聴取したうえで必要なサービスを行います。）
- (6) 事業者の協力医療機関への通院

#### 第6条（特別サービス）

- 1、事業者は入居者との合意もしくは入居者又はその家族の申し入れによって、前条のほか、つぎの介護保険の対象外の「特別サービス」のうち、全部又は一部を選ぶことが出来ます。
  - (1) 特別な食事の提供
  - (2) 特別な教養娯楽設備及びレクリエーション、クラブ活動、季節の行事の提供
  - (3) 理容、美容等特別な社会生活上の便宜の供与
  - (4) 預り金等の管理及び軽易な日常物品の購入代行
  - (5) 事業者の協力医療機関以外の通院
  - (6) インフルエンザ予防接種等の健康管理
- 2、事業者は、前項の特別サービスの全部又は一部を「施設サービス計画」として決定する場合には、事前に入居者もしくは家族に説明し、その承諾を得ることとします。

#### 第7条（運営規程の遵守）

- 1、事業者は、保谷苑の運営については関係法令及び厚生労働大臣告示を始め別に定める運営規程及び「重要事項説明書」の規定の全部を遵守します。
- 2、事業者は、常に「重要事項説明書」に規定している職員を配置し、入居者の施設サービスに当たさせます。
- 3、保谷苑は、非常災害に関する具体的計画を立てて、定期的に必要な訓練をします。

- 4、保谷苑は、保谷苑及び入居者の衛生管理について配慮し、必要な場合は適切な措置を講じます。
- 5、保谷苑は、入居者に疾病等、通院又は入院治療の必要が生じた場合は、協力医療機関もしくは、あらかじめ入居者から申し入れがあった医療機関に必要な措置を講じます。ただし、救急等これによりがたい場合は、所要の措置を講じる場合があります。  
この場合、あらかじめ届出のある入居者の家族に連絡します。
- 6、事業者は、地震、天災等その他事業者の責に帰すことの出来ない事由により施設サービスの提供が出来ない場合は、運営規程の履行の責任を免れる場合があります。

#### 第8条（施設サービスの記録）

- 1、保谷苑は、施設サービスの実施状況について記録（以下、「ケース記録」といいます。）を作成します。
- 2、保谷苑は、ケース記録をこの契約終了後、2年間保管します。
- 3、入居者及び入居者の承諾を得た身元引受人は、保谷苑に対して「ケース記録」の閲覧及びそのコピーを請求することが出来ます。（この場合、交付に要する実費は請求者が負担するものとします）

#### 第9条（プライバシーの保護）

- 1、個人情報保護法により保谷苑及びその職員等、施設サービスに関わる者は、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。前条の入居者のケース記録についても、同様に取り扱いします。
- 2、保谷苑は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書による同意を得ることとします。

#### 第10条（利用料）

入居者は事業者に対し、施設サービスの対価として、次の利用料を支払います。

- (1) 第5条の標準サービスに対して、介護保険法令及び厚生労働大臣告示によって定められた施設サービス料の金額から、事業者が代理受領する介護報酬の額を差し引いた差額（利用者一割負担分）
- (2) 入居者の受けた第6条の特別サービスに対して、事業者が事前に入居者

の同意を得て算定して定めた利用料金（重要事項説明書に明記）

但し、関係行政機関から事業者に対して助成等がある場合は、その助成額を差し引いた金額とします。

- (3) 関係法令及び厚生労働大臣の告示に定められた食事の提供に要する費用及び入居者の日常生活上必要となる諸費用の実費（おむつ代を除く）

※ 利用料の算定は日額とします。但し、入所日、退所日も含みます。

#### 第 11 条（利用料の支払方法）

- 1、事業者は、前 10 条によって定められた利用料を一ヶ月ごとに計算し、明細書を添付して、翌月の 15 日までに入居者に請求します。請求を受けた入居者は事業者に対して、説明を求めることができます。
- 2、入居者は、前項によって記された利用料の請求金額を、請求月の 20 日までに、事業者の指定する方法で支払うものとします。
- 3、事業者は、関係法令及び厚生労働大臣の告示の改正によって、第 10 条第 1 項の標準利用料に変更があった場合、並びに第 10 条第 2 項の特別サービス利用料の変更をしようとする場合は、事前に入居者に対して説明します。
- 4、入居者は、前項の変更に同意できない場合は、文書によってこの契約を解約することができます。

#### 第 12 条（事業者及び保谷苑のサービス担当職員の義務等）

- 1、事業者及び担当職員等は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の意思を尊重し、かつ、その心身の状況及び生活の状況に配慮するとともに、入居者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
- 2、事業者及び保谷苑のサービス担当職員は、入居者又は他の利用者等の生命又は身体の保護のため、緊急その他やむを得ない場合を除いては、身体的拘束、行動の制限を行わないものとします。  
また、事業者は入居者に対して、体罰や虐待等の行為は一切いたしません。

#### 第 13 条（入居者の義務等）

- 1、入居者は、保谷苑の利用に当たっては、他の利用者等の利用にも十分な配慮をして、保谷苑の本来の用途にしたがって、十分な注意をもって利用することとします。
- 2、入居者は、自己責任の立場を尊重し、自分を傷つけ、他人に害を及ぼすよ

うな危険性のある行為は行わないようにします。

また、入居者は、自ら健康の維持管理に勤め、体調の変化等については自らすすんで保谷苑に申し出ます。

- 3、入居者は、事業者又は保谷苑の職員等が、施設サービス、又は安全、衛生等の管理上の必要から、居室内に立ち入り、必要な措置を行うことを認めます。
- 4、入居者は、事業者又は保谷苑の職員が、施設サービスの必要上、入居者の心身の状況及び生活の状況、病歴等についての調査や質問を行うことに対して、協力するものとし、また不実の告知を行わないこととします。
- 5、入居者及び入居者の家族は、入居者のライフスタイル等で施設サービス上必要があると思われる事項、又は、参考になる情報について、事業者又は保谷苑の職員に対してあらかじめ申し出る等、情報を提供することに協力します。
- 6、入居者は、事業者及び保谷苑の運営管理の必要上から居室等の移動を求められた場合、これに協力します。
- 7、空床利用の場合、ロッカー、荷物の管理について、保谷苑が善良な管理者の注意をもって行うことに同意します。
- 8、その他、入居者の同意によって作成された施設計画や保谷苑の行事等については、可能な限り参加する等、自らの健康の維持管理や楽しみを持つことに努めます。
- 9、その他、外出、外泊の際は事前の届出とともに重要事項説明書等に定めている諸手続きを行うこととします。

#### 第14条（入居者の禁止行為）

入居者は、保谷苑内で次の行為をすることはできません。

- (1) 保谷苑の施設サービスや関連施設を損壊する行為、並びに保谷苑の職員及び他の利用者に危害を加える行為。
- (2) 危険物やあらかじめ事業者が禁止している物品を持ち込むこと。
- (3) 事業者及び保谷苑の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼす恐れのある宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (4) 定められた場所以外で喫煙すること。
- (5) 定められた場所、時間外で飲酒すること。

## 第 15 条（緊急時、損害賠償等）

- 1、職員はご利用者の病状の急変が生じた場合、速やかに 119 番通報、医療期間等に連絡を取り、必要な措置を講じます。
- 2、事業者は、この契約に基づいて施設を提供するに当たって、事業者もしくは保谷苑の職員の故意又は過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して入居者に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。  
但し、その損害について、入居者の故意又は過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは保谷苑の職員の正当な業務上の指示に対し、入居者の違反が認められる場合は、その状況を考慮してその賠償額の減額又は免除することが出来るものとします。  
入居者は、保谷苑において、故意又は過失もしくはこの契約上の入居者の義務に違反して、保谷苑の職員又は他の利用者に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項の但し書きを準用します。
- 3、事業者及び入居者は、前 2 項の損害賠償は、誠意を持って速やかに対応し、履行するものとします。

## 第 16 条（契約の終了事由）

この契約は、次の事由が生じた場合、終了します。

- (1) 入居者が死亡した場合、その当日。
- (2) 事業者が第 17 条に基づき、入居者に対して文書により解除の通告をした場合、その予告期間が満了した日。
- (3) 入居者が、第 18 条によって事業者に対して文書により解約の申し入れをして、この契約を解除して、現に居室の明け渡しをした日の翌日。
- (4) 入居者が、介護老人保健施設等他の施設に入所が決定し、当該施設に入所し、現に居室を明け渡した日の翌日。
- (5) 事業者は、入居者が病院等医療機関に入院し、おおむね 3 ヶ月以上の長期入院が予想されることが見込まれる場合であって、入居者に予告することによって、入院後 6 日を経過した日を持ってこの契約を終了したものとみなします。この場合、事業者は入居者に対し、文書を持って通知します。

但し、入居者が入院後 3 ヶ月以内に退院し、退院後再び保谷苑に入所することを希望した場合は、事業者は優先的に入所できるよう配慮するものとします。

## 第 17 条（事業者からの契約解除）

事業者は、入居者が次の事由に該当する場合は、この契約を解除することがあります。この場合、理由を示した文書で通告します。

- （1）入居者が、入所に際して、心身の状況もしくは病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、そのためこの契約を継続し難い重大な事由があると認められた場合。
- （2）入居者が、この契約に定める入居者が払うべき利用料の支払いが3ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、支払わない場合。
- （3）入居者が、第13条に定める入居者の義務に違反し、又は著しい不信行為を行うなどによって、この契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- （4）事業者は、前項の規定により、この契約を解除した場合であっても入居者が保谷苑を退所するにあたり、入居者の希望により入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案して、可能な限り次の援助を行います。
  - ① 適切な医療機関又は介護保険施設等の紹介
  - ② 指定居宅介護支援事業所の紹介
  - ③ その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者、事業者の紹介
  - ④ その他、事業者が必要と認めた援助

## 第 18 条（入居者からの契約解除）

入居者は、次の事由がある場合は、文書によって期日を決めて、この契約の解除を申し入れることが出来ます。事業者は特段の事由がない限り、これに応じます。

- （1）保谷苑を退所したいと希望した場合。
- （2）事業者の提供する施設サービス計画、重要事項もしくは施設サービスに同意できない場合。
- （3）事業者及び保谷苑の職員がこの契約に違反し、入居者の権利を侵害され、そのため保谷苑を継続して入居しがたいと判断した場合。
- （4）他の入居者からのいじめ、虐待又は権利を侵害され、もしくは侵害されるおそれがある場合において、事業者が適切な対応を行わないと判断した場合。



#### 第 19 条（退所時の義務）

- 1、入居者はこの契約の終了により、保谷苑から退所する際には次の義務を履行しなくてはなりません。
  - （1）利用料の清算支払い義務
  - （2）原状回復の義務
  - （3）損害賠償の支払い義務
- 2、入居者は、残置物の処理について、あらかじめ定めることが出来ます。万一、引取らない場合、もしくは入居者の退所後 1 ヶ月以内に残置物の引き取り先が不明の場合、事業者は、入居者及び入居者の家族がその所有権を放棄したものとみなして処分します。

#### 第 20 条（身元引受人）

- 入居者は、身元引受人 1 名を定めるものとし、身元引受人は、入居者ととも、この契約の履行に責任を負い、次の事項について、入居者に代わって行います。
- （1）入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院の申し込み並びに入院の費用の支払い。
  - （2）入居者が死亡した場合、遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な手続き。
  - （3）契約を解除された場合、入居者の引き取り、又は転居先の確保。
  - （4）その他、入居者の身上に関すること。

#### 第 21 条（身元引受人の変更）

入居者は、入居者の身元引受人が死亡又は、変更した場合、直ちに事業者へ通知します。

#### 第 22 条（相談・苦情対応）

- 1、事業者は、施設サービスの提供に関して、入居者からの相談、苦情に対応する窓口を設置します。
- 2、入居者は、前項の相談、苦情の申し立てをすることによって、いかなる差別処遇も受けません。
- 3、入居者及びその家族は、保谷苑が開催する入居者懇談会（第 4 水曜日 10：30～11：00）、家族懇会等に参加し、意見、相談等することが出来ます。

### 第 23 条（成年後見制度）

事業者は、この契約の期間中に、認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ成年後見制度に定める手続きによる「任意後見人」となる入居者との間で「任意後見契約」を締結することを認め、また、そのために援助を提供します。  
また、その他の成年後見制度についても、その相談や手続きの援助を提供します。

### 第 24 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意を持って協議するものとします。

### 第 25 条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

### 第 26 条（付則）

この契約は、別添の「重要事項説明書」及び「施設サービス利用書」とを併せて一体となって構成するものとします。

但し、入所手続き等の都合上、「施設サービス利用書」が未完成の場合であっても、契約の効力は生じるものとします。

上記の契約を称するため、本書2通作成し、入居者、又は身元引受人、事業者が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 都心会  
<住所> 東京都西東京市栄町3丁目6番2号  
<代表者名> 理事長 多久島 靖子 印

入居者

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

身元引受人

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印